

令和5年度 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金

ご自宅への省エネ・再エネ活用設備の設置を補助します！

対象住宅

既存住宅

対象設備

- ① 太陽光発電設備 + 蓄電池
- ② 太陽光発電設備 + V2H充放電設備
- ③ 蓄電池
- ④ V2H充放電設備
- ⑤ エネファーム（家庭用燃料電池）

※認定事業者（※1）との契約により設備を導入する場合があります。
 ※①②は太陽光発電設備と蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置する場合があります。
 ※③④は太陽光発電設備が設置されている必要があります。（新設も可）
 （※1）認定事業者とは埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けた事業者を指します

太陽光発電設備

太陽光を電気エネルギーへ変換し、
住宅に電力を供給

※固定価格買取制度（FIT）の認定を
取得しないことが条件となります。



蓄電池

太陽光発電設備で発電した電力を貯めて、
夜間や非常時に利用



V2H充放電設備

太陽光発電設備で発電した電力を
電気自動車のバッテリーに貯めて、
住宅の電力に使用



エネファーム （家庭用燃料電池）

都市ガス・LPガスで発電し、
同時に給湯等にも利用



補助金額

- ・ 太陽光発電設備
7万円/Kw（上限35万円）
- ・ 蓄電池、V2H充放電設備、エネファーム（家庭用燃料電池）
10万円/件

予算額（件数）

5億2,500万円（3,500件）

受付期間

令和6年2月20日（火）まで

※予算額の範囲を超えた場合は受付を終了することがあります。



コバトン&さいたまっち

申請に関する問合せ

特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉

【電話】 048-749-1217

【受付時間】 9:30~16:50

（土・日・祝日、年末年始を除く）

詳しくはwebへ！

省エネ・再エネ補助 埼玉県 検索

埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当

【電話】 048-830-3042 【FAX】 048-830-4778

事業の流れ

契約業者^(※2)
の選定・見積
契約

交付申請

交付決定

設備工事
着工・完了

実績報告

補助額確定
補助金交付

(※2) 契約業者は認定事業者に限ります。

交付決定には約1か月
程度かかる場合があります

申請書提出方法

- ・埼玉県電子申請・届出サービスでの申請となります。
 - ・申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください。
- ※詳細については、県ホームページをご確認下さい。

提出書類

・各提出書類の留意点は、【交付申請】チェックリストに記載しています。下記の必要書類とチェックリストをデータ化し、電子申請・届出サービスに添付して提出してください。

【全設備共通】

- ① 交付申請書（電子申請・届出サービスで入力）
- ② 契約書の写し（P P A 及びリースを除く）
- ③ 住民票（コピー）
- ④ 設備を設置する**建物**の登記事項証明書または固定資産税公課証明書
または評価証明書（コピー）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約事項（電子申請・届出サービスで入力）



【蓄電システム】

- ⑥ 太陽光発電設備の設置が
確認できる書類

【V2H】

- ⑥ 太陽光発電設備の設置が
確認できる書類
- ⑦ 電気自動車の導入が
確認できる書類

申請に関する問合せ

特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉

【電話】 048-749-1217

【受付時間】 9:30～16:50

（土・日・祝日、年末年始を除く）

